

平成 17 年 3 月 22 日 (火)

於・農林水産省共用会議室 G・H

**食料・農業・農村政策審議会
総合食料分科会食糧部会議事録**

目 次

1、開 会	1
1、総合食料局長あいさつ	2
1、議 事	3
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の改定について	
・資料説明	4
・質疑等	24
1、閉 会	45

開　　会

吉井需給調整対策室長　おはようございます。

まだお見えにならない委員の方も若干いらっしゃるようでございますが、予定の時間がまいりましたので、ただいまより食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、最近の米の消費・生産・需給の動向等を踏まえまして、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」を取りまとめさせていただきました。御議論のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づきまして毎年7月に策定・公表いたしまして、11月末と3月末までに見直しを行うこととなっております。何とぞよろしく御議論のほどをお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、立花委員、吉水委員が所用により御欠席でございます。なお、こもだ委員、大木委員は若干遅れて参られるようでございます。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいております。審議会令第9条の規程によりまして本部会は成立しておりますことを申し添えます。

なお、本年1月に事務局の人事異動がございました。御紹介させていただきます。

計画課の需給調整対策室長でありました太田が食糧貿易課長となりました。

太田食糧貿易課長　太田でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

吉井需給調整対策室長　私は後任の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事進行につきまして八木部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

八木部会長　おはようございます。本日もお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど事務局からもございましたように、米の基本指針につきましては、年3回、策

定・公表することとなっておりますので、事務局はもとより、皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとし、傍聴者の方々も出席されております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 それでは、まず、開会に際しまして、村上総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

村上総合食料局長 おはようございます。総合食料局長の村上でございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

御出席の委員の皆様方には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

御存じのとおり、農林水産省は、昨年から「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業を行ってまいりまして、当審議会の企画部会の御議論をお願いしてまいりたわけでございますが、3月9日に審議会から御答申をいただきまして、近日中に閣議決定を行い、国会に正式に報告をしたいと考えているところでございます。後ほど、この食糧部会の委員の皆様方に対しましてもその概要を御説明したいと思っております。今回の基本計画の実施に当たりましては工程管理をやっていくという考え方を打ち出しておりますけれども、その中で米・麦の関係についてもイメージがわかるような形になろうかと思っているところでございます。

本日の食糧部会では、先ほど事務局の方から申し上げましたとおり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」についての御審議をお願いしたいということでございます。今回の基本指針は、年3回行う中で昨年の11月に17年産の生産目標数量について御審議いただき決定いたしたわけでございますが、今回につきましては、米の消費・生産・流通などの最近の動向を中心に分析し、御説明を申し上げたいと思っております。特に新しい食糧法の施行後、米の流通の多様化が進んでいる中で、農業者・農業者団体を主役とする需給調整システムへの移行に向けた取り組み状況をできるだけ具体的にわかる

ように努めているところでございます。

平成 16 年から本格的に実施しております米政策改革は、来月から 2 年目に入るところでございまして、いわば正念場を迎えるというふうに考えているところでございます。また、今申し上げました新たな基本計画に基づく品目横断政策につきましても、19 年からの実施に向けて、この夏以降、制度の詳細を具体化することにしているわけでございます。

そういう中で、米の需給調整につきましては、スケジュールといたしまして、平成 18 年度に検証を行って、早ければ 19 年度から農業者・農業者団体が主役となるシステムへ移行するということになっているわけでございまして、この取り組みを加速することが非常に重要であると考えているところでございます。本日の資料にも盛り込んでおります 16 年度の取り組み状況を十分踏まえまして、行政と農業者・農業者団体のより緊密な連携を図り、関係者一体となって取り組みをしっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員におかれましては忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば非常に幸いだと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

議 事

八木部会長 それでは審議に入ります。

まず、本日の議事の進め方について確認したいと思います。

本日の議題である「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきましては、御承知のように「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」の 3 編から構成されております。また、本日は、参考資料として新たな食料・農業・農村基本計画、麦に関する検討スケジュール、担い手育成の重点方針等に関する資料が配付されております。

以上の資料について事務局から一括して説明を受け、その後、委員の皆様からの御意見・御質問等をいただきたいと思います。限られた時間内で効率よく審議を進められるよう、事務局並びに委員各位におかれましては円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、本日はおおむね 12 時を目指して審議を終了する予定で進めたいと思います。

このような取り進め方でよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定について

・資料説明

八木部会長 では、早速、本日の議題である米の基本指針（案）についての説明をお願いいたします。

高橋計画課長 計画課長の高橋でございます。資料の説明をさせていただきます。

お手元に資料を幾つかお配りしてありますうち、右肩に「資料」と書いてあります基本指針（案）についてまず御説明をさせていただきます。

1 ページ開いていただきますと目次がございますが、「第 1 動向編」、それから目次の 2 枚目で「第 2 需給見通し編」「第 3 国の方針編」という立て方をしてあります。今回は「第 1 動向編」が主体になりますので、そちらから御説明をしたいと思います。

1 ページをうらんいただきたいと思います。まず消費です。米の消費動向、1 人 1 カ月当たりの消費量ですが、引き続き減少傾向が続いております。ここで分析をしておりますのは農水省が行っています米の消費動向等調査でございまして、毎月の米の消費量が消費世帯・生産世帯ごとに前年同期と比べてどう動いているかを調査しております。

文章のところにございますように、平成 15 年度は年度通じて前年対比 0.9% 減でしたが、16 年度に入ってからは特に生産世帯の減少率が消費世帯の減少率を上回って推移しております。1 月までの累計では、去年の同期までと比べて生産世帯で 2.4%、消費世帯で 1.0% の減少となっております。仮に、このペースが今年度末の 4 月まで続きますと、16 年度を通しての消費は対前年度比 1.3% 減になる見込みです。その場合の内訳としては、今申し上げたように消費世帯が 1.0%、生産世帯が 2.4% 減となります。

なお、年度を通してのデータは、最終的には本年 5 月に取りまとめ公表予定ですが、右側の表 1 1 にありますように、月ごとの動向は、消費世帯、生産世帯それぞれ各月 印が立っておりますけれども、特に生産世帯の が大きいことが今年度の特徴でございます。

2 ページです。こちらは総務省の家計調査による米の消費動向です。購入数量と購入単価それぞれありますが、購入数量は引き続き減少傾向にございます。右側の図 1 2 で見ていただくと、横に線が引っ張ってある棒の部分、これが下に出ている月は購入数量が減っているということでございます。一方、購入単価、塗りつぶしてある棒の方ですが、こ

れについては 15 年産が不作で値段が上がったこともあって、16 年の 8 月ごろまでは逆に前年より上がっておりますが、11 月以降は購入単価も下がるという傾向にございます。

なお書きですが、1 人 1 カ月当たり購入数量も、大体秋口に増加する傾向がありますが、グラフで見ていただいてわかるとおり、不作であった 15 年度に特に数量が増えているという特徴が見られます。

3 ページは「消費に関する特徴的な動き」です。先ほど申し上げたように 16 年度は生産世帯の消費が減っており、この要因分析をしております。農水省として本年 1 月から全国から無作為に抽出した約 1700 の生産世帯を対象にアンケート調査を実施しました。右側の棒グラフを見ていただければと思いますが、まず右上の図 1 - 3 「最近 2 ~ 3 年での家庭炊飯の増減」を見ますと、「増えたと感じる」よりも「減ったと感じる」が 32% とかなり多くなっています。

次の図 1 - 4、では炊飯がなぜ減ったかということですが、一番多いのが「一食当たりのごはんの量が減ったから」です。調査対象農家の 3 分の 1 程度は世帯員が 60 歳以上になってしまって、これは実際の農家の世帯分布にも合致しております。そういう高齢世帯が多いことから一食当たりのごはんの量が減ったという事情もあるかと思います。そのほかは、「家族が別居したから」あるいは「外食や中食が増えたから」という理由が多くなっています。

4 ページですが、次に外食と中食についての動向を調べております。図 1 - 5 ですけれども、外食・中食がそもそも減ったか増えたかということでは、「増えたと感じる」という世帯が 3 倍ぐらいのウエイトになっています。

では、図 1 - 6、「外食・中食の増加理由」ですけれども、上から「家庭で食事をするのが面倒だから」、「家族が外食の方を好むから」、「会社などに勤めるようになったから」、「外食店などが近くに出店したから」という順になっております。

最後に、図 1 - 7 ですが、では御飯類が外食・中食でなぜ減っているか。これは、「ごはん類以外のメニューが豊富だから」、「利用する外食店などのメニューの中心がパンや麺類だから」、「家族がごはん以外を好むから」といった順になっております。

以上を整理しますと、4 ページの一一番のパラグラフですが、生産者世帯における米の消費についても、高齢化、世代交代の進展、核家族化、共稼ぎ世帯の増加、あるいは食の嗜好の多様化、簡便化など、消費世帯で言っていたことが生産世帯にもかなり強く出てきているということではないかと考えております。

5 ページです。外食事業者の状況についても農林水産省として年 2 回アンケート調査を実施しております。こちらでお示ししているものは昨年 12 月段階で実施したものであります。文章の最初の部分ですが、仕入れる際の判断基準については、「品質・食味」が一番多いウエイトになっていまして、続いて「一定量の確保」、いわゆるロット、それから「仕入価格の安さ」といった順になっています。それから、仕入価格は精米ベースで見てもキロ当たり平均して 233 円～930 円という幅があり、5 ページの右下の図 1 - 9 で見ていただいても、業態によってかなりの価格の幅があるということが見てとれるかと思います。

6 ページは外食の仕入れにおけるブレンド米単品についての傾向ですが、毎年 2 回やっています。12 月の前の 16 年 5 月時点と比較しますと、ブレンド米から単品米に回帰する動きが拡大しています。右の図 1 - 10 では、上から 4 つ目、「ブレンド米から単品米に変更した」という斜線の方が今回の調査でかなり増えています。ただ、一方で「ブレンド米のブレンド構成を変更した」というところもかなりありますので、外食事業者等においてブレンド米がある程度定着しているという状況もあるかと思います。

さらに、外食事業者等の仕入先ですが、過去の調査と比較して、特に農協などの集出荷団体から直接外食事業者等が仕入れる割合が前々回の 1.3% から今回は 10.1% に増えていることが特徴的な動きになっております。

なお、7 ページですが、これは外食ではなく小売り段階での精米販売のアイテムの価格帯です。7 ページの下側はスーパー等における単品・ブレンド合計の価格帯の動きです。左の方が安くなっています、右の方が高いです。真ん中の白い部分が 4500 円～5000 円という価格帯ですが、時系列的には下の方が古くて、上に向かって新しくなっています。左下の単品とブレンドの合計は、16 年 4 月から比べて白い幅のものが広がっていますので、安い方の価格帯に戻っている状況があります。

それがより鮮明に出るのが右側ですが、これは単品だけの価格帯の分布です。一番下が 14 年 10 月、一番上が直近の 17 年 2 月ですが、白い部分だけを見ていたいとも、15 年の不作で白い部分が一たんグッと左側に圧縮された後、また中央部分まで戻ってきている。不作のときに実際にはブレンド米の価格により価格帯の左に寄っている部分は少し元には戻っているのですが、さらに直近では単品米が過去のような価格帯に戻ってきてているという状況がうかがえます。

以上が消費の関係でございます。

次に、生産でございます。最初は品種別作付面積の確定の情報でございます。端的には特定品種への集中という状況が続いております。文章のところですが、上位 10 品種の作付割合が 82.2%まで増えております。特に順位が上がった品種としては、北海道の「ななつぼし」と新潟の「こしいぶき」が挙げられます。さらに、北海道においては「ほしのゆめ」も増加傾向にあります。さらに、15 年産が不作だった関係で、耐冷性の強い品種への転換が進んでおりまして、東北では「ササニシキ」がさらに減少し、「ひとめぼれ」が増える傾向にあります。このほか、産地独自開発品種として、「いわてっこ」、「てんたかく」、「ゆめみづほ」といったものの作付が増えております。表 2 - 1 を見ていただくと、一番上の「コシヒカリ」は 16 年産のシェアが 37.7%と、15 年産に比べてさらに増えている状況が出ております。

9 ページです。いつもコラムを幾つか入れておりますが、今回はこの一つだけとして、稲ゲノムのプロジェクトについて書いてございます。昨年 12 月に我が国の技術陣によつて解読を完了いたしました。具体的には、いろいろな開発の可能性がありますが、パラグラフの三つ目にありますように、いわゆる短稈のコシヒカリの開発という成果も出てきてありますし、さらに、下から二つ目のパラグラフの「また」以下ですが、花粉症緩和米の開発も進んでおります。こういう形での需要開発が重要ではないかと考えております。

10 ページは 16 年産米の生産状況ですが、ここはかなり 11 月のおさらいになります。16 年産米の収穫量（12 月 1 日現在の確定値）で、11 月に御報告した 10 月 15 日現在よりも 6000 トンだけ減りました。ただ、作況指数の変化はございません。県別の作柄の状況も 11 月と変わりはありません。

11 ページでは産地・品種・銘柄ごとの収穫量について整理しております。「コシヒカリ」だけをとっても天候に恵まれた太平洋側と新潟や中・四国以西等でかなり作柄が違うという状況でございます。なお、品種・銘柄別の収穫量について、作柄が上の表、収穫量が下の表に整理してございます。

12 ページは品質状況です。一等米比率ですが、本年 2 月末までの一等米比率は全国平均で 71%と、15 年産と比較して 2.9 ポイント下がっておりますが、14 年産よりは 0.5 ポイント高くなっています。地帯別の差がかなりあります。一等米比率が高いのは「長野県産コシヒカリ」、「栃木県産コシヒカリ」、「岩手県産ひとめぼれ」といったところであります。具体的なものを右の表に整理してございます。

13 ページは昨年のおさらいですが、去年は台風被害が農林水産業全体で 1 兆円ほどあ

りました。諸般の対策を講じております。これは昨年御説明したとおりでございます。

次に、14 ページですが、需給の方に入らせていただきます。14、15、16、17、18 ページと個別の説明がありますが、これら全体を整理したものを 19 ページの流れ図で整理しておりますので、最後に 19 ページでもう一度御説明したいと思います。

順番を追って、まず 14 ページを見ていただきたいと思いますが、政府米ではなく民間流通米の動向でございます。これについては、今年の 1 月末現在で全国出荷団体（全農・全集連）へ販売委託のために出荷された数量は 391 万トンと聞いております。一昨年より若干減っているという状況でございます。一方、民間流通米の検査状況については、2 月末現在で一昨年とほぼ同水準の 426.5 万トンとなっております。

16 ページですが、最初に申し上げた 391 万トンの内訳を分析しますと、全国出荷団体を経由する分については、主食用うるち米では 314 万トンを販売する計画であると聞いております。391 万トンと 314 万トンの差は政府に売り渡す分であったり加工用であったりするということです。この 314 万トンのうち、2 月末までの既契約数量は速報値として 252 万トン、したがって差し引きして未契約数量が 62 万トンでございます。この 252 万トンというのは第 2 回目の事前相対の結果見込みも織り込んだ数字だと伺っております。

では、既契約数量 252 万トン（速報値）のうち、実際の販売実績、卸売業者に所有権も移転されたものを 10 月以降で月別に見ますと、ここに書いてございますように、21.3 万トンから始まりまして 20 万トン前後となっております。これを 14 年産の旧自主流通米の数字と比較しますと、ごらんいただいてわかるとおり各月とも下回っておりまして、7 月から 2 月の累計で今年が 120.5 万トン、14 年産は 145 万トンだったということで、販売実績としてはかなり下回っている状況にあります。15 年産も量的には少なかったのですが、121.7 万トンでした。これと比べても 1.2 万トン少ない状況となっております。

17 ページですが、今年の場合、このように全国出荷団体を通じた販売が今までのところ低調である理由としては、後ほど出てまいりますが、卸売業者による 15 年産米の在庫処理が引き続き進行中であり、16 年産米に対する需要が伸び悩んでいること、それから単位農協などによる独自販売の取り組みが進んでいることが挙げられると考えております。

この点、単位農協の独自販売の状況について二つのデータから検証しております。一つは農林水産省の「生産者の米穀等現在高調査」です。これは生産者から単協等へ「等」というのは全集連傘下の出荷業者ですが、そこにどれだけ出荷したかを聞いております。去年 7 月から今年 1 月の累計で 507.8 万トンとなっております。

一方、「また」以下ですが、農林水産省の「米麦の出荷又は販売の事業を行う者の流通状況調査」、これは生産者ではなく、単協等に、どれくらい農家からお米を集めたかということを聞いております。500トン以上の業者が調査対象ですが、主食用で409万トン、これに加工用・醸造用の19万トンを合わせると428万トンになります。これに500トン未満の業者に出荷されたものを推計しますと16万トン程度あるということで、これを足すと、出荷業者の方から聞き取ったところ、444万トンぐらいが単協などに集まっているということになります。以上からすると、全国出荷団体を経由するものが391万トンですので、508と391の差の117万トン、あるいは少なくとも444と391の差の53万トンが単協等からの直接販売に回ると見込んでおります。

言葉ではわかりにくいので、もう一度、19ページの流れ図で申し上げます。左の「生産者」から右の「消費者」に向かっての流通の流れを整理してございます。丸囲いしてある、、、というのは、14年産、15年産、16年産です。生産者から単協などに出荷された分、16年産は1月末現在で、今申し上げたとおり、出荷業者の聞き取りからすれば444、生産者からの聞き取りからすれば508万トン程度が出荷されております。これが1月末現在ですので、生産者から聞き取ったデータとしては、14年産を通じた507万トンよりもかなり増えています。

次に、単協等に集まったこれらの数量のうち、391万トンが全国出荷団体へ行っております。このうち314万トンが主食として売られるということです。この391を差し引いた残りが単協などから直接流通業者や消費者に売られる。差し引きすると53~117ということです。先ほど申し上げたように調査対象によって幅が出てきておりまして、厳密に把握できていない部分もありますが、14年、15年と比較しても、1月末現在の数字として単協の直売がかなり増えてきているという状況が見られます。

なお、生産者から単協も通さないで直接売られる生産者直売については、1月末現在で124万トンと、過去2年と比べても若干少ないか横ばい程度の水準と見ております。その下の部分に「農家消費」、「無償譲渡」とあります。いわゆる農家の無償譲渡、縁故米も16年1月末現在で41万トンと、これも前年同ぐらいの水準ではないかと見ております。

最後にこの表でもう一つ申し上げますと、全国出荷団体からコメ価格センターを経由する米と相対で取引される米がありますが、コメ価格センターに上場される計画が16年は50万トンと、かなり減っております。落札数量も減っておりまして、後ほど申し上げますが、こういった点がセンターの抱える課題ではないかと考えております。

20 ページは、もち米の販売動向です。先ほどはうるちについて申し上げましたが、もち米は、15 年は不作でしたが、16 年産は生産・集荷とも回復し、販売も回復すると見込んでおります。一方、清酒用原料、加工用については、清酒の消費減に伴い、販売は減少傾向にあります。

以上が民間流通米の需給でございます。

次に、政府米ですが、これについては、御承知のとおり、16 年度からは入札を基本とする買い入れ・販売になっております。買い入れの方は昨年の指針で 40 万トンと設定いたしまして、16 年度中、今年の 4 月までの買い入れ予定 25 万トンは、ほぼ全量を落札しております。その状況を 21 ページの（ア）で書いています。12 月に 1 回目の入札をいたしまして、その段階で 18 万トン、残り 7 万トンも再入札をして、ほぼ全量を買い入れております。

22 ページに県別・銘柄別の落札数量を書いてございます。表で新潟県や九州等、バーがついているところは、不作の影響もあって政府への売り渡しが行われていないということです。文章の「なお」書きですが、4 月以降、残り 15 万トンを入札によって順次買い入れていくことにしてあります。6 月末まで買い入れをいたします。

一方、23 ページは販売状況です。こちらについては、今年の 1 月から入札の回数を増やしております。買い手側から安定的に政府米を買うために、入札回数や引き取り期間を見直してほしいという要請もありまして、今年の 1 月からは入札を毎週 1 回実施するとともに、引き取り期間を従来より若干長くしております。結果としては、今年 1 月以降は 1000 数百トンから 3000 トン程度の販売実績、価格についてはごらんのようになっておりますけれども、特に提示しているものとしては 9 年産が一番多い状況になっております。

以上が販売の状況でございます。

24 ページですが、政府米の産地別販売状況を見ますと、これまで買い入れたもののうち、販売進度は 76.9% となっておりますが、一部、北海道・青森産は販売実績が低いという状況が続いております。

25 ページは在庫の状況ですが、以上申し上げたようなことで 16 年産を 25 万トン買い増しましたので、2 月末の在庫数量は 81 万トンとなっております。年産構成は、右上のグラフにありますように、9 年産が 22 万トン、10 年産が 16 万トン、11 年産が 14 万トン、16 年産が 25 万トンという状況でございます。

26 ページは流通在庫の状況でございます。本年 2 月末現在の旧登録卸売業者の在庫量

は 38.8 万トンとなっております。昨年よりはかなり少なくなっていますが、平年ベースと考えられる一昨年は、右の棒グラフの 2 月を見ていただくと白い部分が 32.8 万トンですから、これと比べて 6 万トンということで、引き続き 15 年産の在庫が平年よりは多い水準にあると考えております。

次に価格です。センターでの入札価格は 14 年産を若干下回る水準で推移しております。右側の折れ線グラフを見ていただくと、上の高いのが 15 年産、その下の点線が 14 年産で、実線が 16 年産になっております。直近の 2 月末の 1 万 5243 円が全銘柄の加重平均で、14 年産よりも 500 円ほど安い状況になっております。

一方、28 ページですが、産地・銘柄ごとにかなりのバラツキがございます。昨年 10 月以降の状況で見ると、不作であった「新潟コシヒカリ」、「福岡夢つくし」などが買いごとに価格を上げる一方、横ばいの銘柄、あるいは豊作地帯を中心に値を下げる銘柄などにかなり分かれました。ただ、直近の第 9 回入札では岩船の「コシヒカリ」と福岡の「夢つくし」以外は前回より下げるという状況になっております。

29 ページです。先ほど申し上げましたが、コメ価格センターの役割については、米政策改革の中で、さまざまな需要に即した多様な取引の実態を反映した価格形成の場として位置づけられていますが、登録する売り手と買い手については、登録要件を緩和しましたので、大幅に増えています。ただ、実際には従来と同じように全農・全集連と旧登録卸という売り手・買い手の取引しか事実上実現していないという状況にあります。そういう中で、やや取引が低調ということも、センター価格が低水準にとどまっている理由の一つではないかと考えております。

30 ページに「多様な取引の事例」として説明の補足的なことを若干書いてあります。農政事務所を使いまして、玄米あるいは精米を農協あるいは生産者が直売している事例、その場合の価格について調べております。直近の事例で 600 数十件の報告がありましたが、その中のごく一部、80 件ほどを載せております。

例えば左上は、玄米を農協が直売している、かつ、価格がセンター価格に比較的近いものを取り出したものです。その下は、生産者が直売している中で生産者の販売価格が 1 倍に換算して 1 万 6000 円から 2 万円程度のものだけを取りあえず取り出してみたものです。1 万 6000 円から 2 万円というのは、左下の注にありますように、精米換算をすると 10 キロ当たり 2930 円～3660 円ぐらいの価格ということで、生産者、消費者、それぞれにとってはそういうふうにとらえられる価格だということです。こういういろいろな取引事例

が進んでいるということを御紹介させていただきたいと思います。右の表は精米の事例でございます。

次に、31 ページ、卸売価格・小売価格の動向です。左側のグラフが卸売価格、右側のグラフが小売価格で、字が小さくて恐縮ですが、16 年 10 月以降、右端の 16 年産の方は大きな変動はないという状況が見て取れるかと思います。

32 ページは、その他の用途、もち米なりくず米について書いてあります。もちについては、昨年は不作で価格が高騰しましたので、それよりは下がって 8 ~ 9 割の水準、一方のくず米は、16 年産は十分な供給があるので相場が下落している状況にございます。

33 ページは以上のような流通の動きについて取りまとめをしております。「選択」と「情報」をあえてキーワードとしておりますが、前段部分、消費の方から見れば、先ほどごらんいただいたように生産世帯でも食の多様化などの変化が出ております。外食・中食といった食の外部化も含めて、米と他の食材（パンや麺等々）との間での選択あるいは競合といった問題が顕著にあらわれているということかと思いますし、また、流通ルートの多様化が消費者の側から見ても出ているということかと思います。

同じように生産者の側から見た場合には、ルートの多様化、あるいは多様な取引・価格形成が進んでいるという分析をごらんいただいただつもりですが、こういう中で価格形成センターがルート判断に資するような適切な情報を提供していく必要があるのではないか。あるいは、どういうルートでどのように米を売っていくかという情報が産地サイドの関係者に幅広く提供されることでルート選択の判断に資する、そういうことが売れる米づくりに向けた条件整備ではないか。さらに、生産者、単位農協を含む産地サイドの意識改革、あるいは市場に対してどういうニーズを持っているかということの把握が必要ではないかと考えております。

以上のような流通の話が 34 ページの主役システムにつながると考えております。次に主役システムの現状について分析したものを説明させていただきます。

（1）は配分の問題です。昨年 11 月に目標数量配分について御議論いただきました。これは 17 年産の配分について客観性のある形で整理をしていただきましたので、説明は省きます。

むしろ（イ）の 18 年産、次の秋の課題を 3 点ほど掲げております。（イ）にポツが三つありますが、一つは政府米の需要実績をどの段階でカウントするのか。二つ目は生産調整の達成・未達成補正の扱いをどうするか。これは今は実施しておりますが、16 年産か

らはこの扱いをどうするのか。それから、適地適作ということで、需要実績のウエイトを昨年は6割にしたわけですが、これをどうするかということで、農水省としてはこの冬に県からのヒアリングを実施しました。これについてはまた秋にかけて御議論いただく点ですが、論点を掲げてあります。

まず1番目の論点として、需要実績のカウントです。現行は政府が在庫から売った時点でカウントしていますが、昨年の食糧部会でも政府が買った時点でカウントをして政府買い入れの促進要因にすべきではないかという御議論がありました。

これについての留意点が35ページに書いてありますが、今後、回転備蓄ということで売り買いが均されていきますと、例えば18年になると16年産を売って同量の18年産を買うとか、そういう運用になりますので、需要実績を政府が買った時点でカウントすることは、タイムラグは生じても、ごく短いものになるのではないかという見方もあるかと思います。

それから、政府が買った時点でカウントしますと、実際にはまだ消費されていない数量を需要実績として扱うこととなり、それが指針のデータとして適切かどうか。

それから、次に若干データをお示ししますが、これまでの政府の備蓄運営の中では、政府が買ったものの、最終的に主食用で売れない、在庫で残ったり、場合によっては飼料用に消費されるようなケースがかなり出ているということも留意する必要があるかと思います。

35ページの表4 1の試算は、A、B、C、Dという幾つかの県について、の17年産の実際の配分数量と、の政府米のカウントを売り渡しではなくて政府が買った時点で置きかえたとしたら、どういうふうに数字が変わるかを試算したものです。一番右の欄にありますように、政府米の買い入れ時点でカウントすると、実際の配分よりも相当増えるところと減るところが出てきまして、実際の数字として各県の配分数量に相当な影響が出る議論だということでございます。

36ページですが、もう一つの見方として、政府が買った時点でカウントしたとした場合、それは需要実績とみなせるのかということです。36ページの表でA、B、C、Dとありますのは各県の名前を伏せて書いてございますが、例えば一番左上は、A県から何万トンかを買ったとして、そのうち主食用としてこれまでに売れた割合が、この県の場合は99%、まだ売れていないものが1%ということですが、一番下のW県の場合は、売れたものは22%で、まだ在庫になっている、あるいは飼料用などで処理したもののウエイト

が 78% ということで、実際に政府が買ったとしても、売れ方は県別に非常に差があります。こういうこれまでの実態を踏まえて、政府米の買い入れあるいは売り渡し、どの時点で需要と見るかということを議論していく必要があると思います。

次に、37 ページ、2 番目の論点は生産調整の達成・未達成の扱いです。これについては、留意点として、農業者・農業者団体を主役とするシステムに移行するわけですが、一つには目標数量への転換をして、地区ごとに目標面積を達成するという考え方よりも、個々の農業者の生産調整の取り組みに着目して生産調整の助成措置をリンクさせているという流れがございます。また、技術的にも、16 年産米に関しては従来と違って県ごとに達成・未達成を同じように判断できないという技術的な問題があるということでございます。なお、右の方に県ヒアリングで出た意見を書いてございますので、参考までにご覧いただければと思います。

説明を進めますが、38 ページ、もう一つの論点としては、県別の目標数量の設定の関係で需要見通しのウエイトをどうしていくかということが挙げられるかと思います。

なお、右下の「その他」のところですが、県ヒアリングの中で、早ければ 19 年度に主役システムに移行する。その関係で、主役システムの具体像をできるだけ早く示して現場での移行を進めるべきではないかという意見がかなり多く出されております。

以上は 18 年産の配分に向けての課題でしたが、39 ページ以下、実態編について申し上げます。

県から市町村への 17 年産の配分については、一律的な考え方から脱却して、改革要素、創意工夫のある取り組みが増えております。表 4-3 を見ていただくと、需要に応じた米づくりを要素として配分する県の数、例えば「需要先との結びつきを勘案する」というのは 2 から 5 に増えたりしております。そういうものが増えておりまして、一律配分が減ってはありますものの、まだ 6 県残っている状況でございまして、取り組みの強化が必要と考えております。

40 ページ、市町村から農業者への配分ですが、同じように工夫を凝らすところが増えています。ただ、まだ約 8 割の地域が一律配分を行っている。全体 2852 の市町村のうち、何らかの改革要素の工夫をしているところは 310、全体の 11% でございます。一層の取り組み強化が必要ではないかと考えております。なお、通知ルートについては、行政のみの通知は 6 % まで減ってきておりまして、農業者団体の関与がほとんどになっております。

次に、情報の提供が大事なわけですが、41 ページ、国からの情報提供です。この指針もお米白書のような形で生産者までなるべく行くようにしておりますし、それから米穀機構のホームページも活用しております。41 ページの一番下にありますように、米穀機構の情報提供の取り組みを強化するといいますか、集荷円滑化対策で米穀機構と農協、生産者は直接オンラインで結びついております。そのオンラインで結びついているネットに流通や価格のデータを載せて、生産者や単協が国からの需給情報を直接把握できるようにしたいと考えております。

次に、42 ページ、地域レベルでの情報提供です。右の図 4-4 のグラフで申し上げると、JA から聞き取ったところ、農家まで何らかの情報伝達を行っているというのがかなりのウエイトになっています。黒い部分です。ただ、図 4-5 ですが、逆に 1700 程度の生産者からアンケートで聞いたところ、その頻度はかなり低くなっています、「1 年に 1 回程度しかない」が 35%、全然ないというのが 24% になっております。情報提供の度合いのさらなる充実・強化が必要ではないかと考えております。

図 4-6 ですが、JA から聞き取った範囲で、すべてが全農という全国団体委託なのか、あるいは何らかの形で実需者への直売をしているのかという点については、右側の網かけの方が何らかの形で直売があるものです。そういう意味では、直売への取り組みが各プロックでも進んでいる状況がござるんただけると思います。

43 ページ以下は事例の紹介になっております。時間の関係もございますので説明は割愛させていただきますが、43 ページ、44 ページは、市町村あるいは県段階での情報伝達の事例でございます。

45 ページはビジョンの取り組みのことですが、16 年より 17 年については取り組みを強化したいというケースが増えているということでございます。

46 ページ以下は、売れる米づくりの事例を 18 事例ほど書いてございます。ほかにもまだまだ事例はありますが、取り組みが進むところでは進んでいるという意味で、18 事例を記載させていただいております。

50 ページに飛びまして（参考 2）ですが、農林水産省として各市町村段階での地域協議会に入ったところ、逆に課題も多いということが示されております。自分の米がつくっただけ売れると思っているなど危機意識が十分ではないとか、情報伝達が十分でないという課題もまだ数多く残しております。

（参考 3）ですが、農業団体でもビジョンの推進、担い手の育成・確保運動、あるいは

ビジョン大賞など、現場段階での推進活動を進めていただいているところです。

主役システムとの関係で、最後に集荷円滑化対策です。16年産は最終的に発動されなかったわけですが、右の表4-7をごらんいただきますと県別の加入率にかなりの差があります。北海道、東北はおしなべて高いのですが、関東の一部の県ではかなり低いところもありますし、西に行くほど全体的には低い傾向があります。この対策がうまくいくためには、公平性の観点から皆がきちんと取り組むことが必要ですので、現在、参加率の向上に努めているところでございます。

53ページは輸入の動向です。こちらについては前回の秋と同様の説明になっております。ミニマム・アクセス米の在庫が16年10月末現在で148万玄米トンとなっております。引き続き加工用途への販売などを進めているところでございます。

54、55ページは輸出の状況でございます。現時点の分析では、商業用としては年数百トン程度が台湾、香港、シンガポール、米国等ということでございますけれども、今後、支援体制を整えて、基本計画でも「攻めの農政」の柱として進めていきたい、これからの大変な課題と考えております。

以上が動向編でございます。動向編が中心ですので、需給編と国の方針編は必要な部分だけ御説明させていただきます。

57ページ、需給動向ですが、(2)のところだけ変えてございます。昨年秋の需給見通しのうち、16年産の生産数量が先ほど申し上げたように確定値で6000トン減りましたので、これが873から872になる。その関係で11月指針の加工用を引いた859万トンを858万トンに置きかえております。それ以外は変更ございません。

最後の章ですが、国の方針編でございます。59ページです。

、米政策改革の推進ですが、基本的な内容は11月と同じか、あるいは動向編で御説明しておりますので、重複のないところだけ御説明します。

59ページの1の(1)需給調整システムのうち、右側の16年度の取り組みの、は、先ほど主役システムの取り組みで御説明したとおりでございます。

60ページにまいりまして、(2)は主役システムに向けてこれからどうしていくかということでございます。遅くとも20年度の移行、18年度の検証でございます。「このため」以下ですが、国としては、県あるいは団体と連携して、各地域で行われている取り組み、例えば配分の状況、情報提供の状況、あるいは意識改革、売れる米づくり等、まだまだ課題が多いところでございます。夏に向けて、現場に入って、さらなる状況把握と指導

を行う必要があると思っております。

それから、先ほど申し上げたように、県の要望でも主役システムの具体像を早く示してほしいということがありますので、早急にその具体像の検討を進めたいと考えております。

(3) 産地づくり対策、(4) の稻特・担経、(5) の集荷円滑化等は御説明をしたような内容でございます。

(6) 関連対策の 消費拡大対策については、基本計画の中でも の米の消費拡大、の輸出促進は、重要な課題として位置づけております。

2の「米穀機構における取組の強化」は、先ほど申し上げたように情報提供の主体としての体制をさらに整えたいと思っております。

62 ページですが、次に米の安定供給に向けた取り組みでございます。備蓄の現状、安定供給、今年の需給については御説明をしたとおりでございます。備蓄運営の基本方針も11月の指針のとおりとしております。

62 ページの右上ですが、在庫米もかなり古いものがございますので、品質劣化等により主食用としての販売に適さないものについては、需要実態を踏まえて、順次、食用以外の用途に供していきたいと考えております。

災害対策は先ほど申し上げとおりですが、63 ページの工の部分だけ追加で申し上げます。これは11月以降に講じた措置ですが、稻特と担い手経営安定対策については、16 年産が不作の地域については、直近3年の基準収量をとりますと収入なり価格が著しく低くなるケースがございますので、これを2年に変更する等、実施方針の変更を認めてきております。こういう内容について、17 年度に向けて基準期間の見直しを適切にやっていただくように周知をしているところでございます。

最後に輸入・輸出の関係ですが、輸入については、17 年度についてもミニマム・アクセスないし S B S を従来の考え方と同様に運営していきたいと考えております。

若干長くなつて恐縮ですが、以下は統計資料表でございます。

それから、参考資料1は、分厚くて恐縮ですけれども、この冬、各県からヒアリングをした際に各県から出された資料でございますので、御参考までに配付をさせていただいております。

指針の関係は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、参考資料の2、新たな食料・農業・農村基本計画に関する

資料について、大臣官房の方から説明をお願いします。

今井企画評価課長 官房企画評価課長の今井でございます。それでは、食料・農業・農村基本計画（案）につきまして御説明をさせていただきます。

冒頭の村上局長のごあいさつにもございましたが、今後のスケジュールとしては、今月の9日に食料・農業・農村政策審議会の方から答申をいただきまして、今週25日に閣議決定の上、国会報告するという予定で、今、手続きを進めているところでございます。

答申をいただきました本体の資料は参考資料2-2としてお配りしているものでありますけれども、概要につきまして、参考資料2-1で簡単に御説明いたします。

2に書いてありますように、食料・農業・農村基本計画の主な内容といたしましては、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、この4項目が基本法で法定されておりまして、それにのっとって今回の基本計画も構成しております。

食料自給率の目標につきましては、
、
、
に整理しておりますように、基本的には国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことにした上で、27年度までの計画期間における目標といたしまして、供給熱量ベースで45%。また、
として、今回新しくカロリーの低い野菜や畜産物等の国内生産を適切に評価する観点から、生産額ベースの食料自給率の目標もあわせて設定したところでございます。

その際、この5年間、食料自給率が40%と横ばいで推移している現状とこれまでの取り組みの評価も踏まえまして、今後の取り組みとしては、
関係者が重点的に取り組むべき事項を明確化すること、
関係者の役割分担を明確化して適切な工程管理を実施していくことを今回の基本計画における食料自給率向上の取り組みのポイントとしたところでございます。

次のページですが、「食料・農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」でございます。政策全般についての方向づけを行う部分ですけれども、ここにおきましては、
食の安全及び消費者の信頼の確保、
食育や地産地消の全国展開といった新しい施策の方向とか、あるいは
、今回の基本計画の見直しの関連で重点課題としておりました担い手の経営に着目した経営安定対策への転換、
環境保全を重視した施策の推進と農地・農業用水などの資源保全のための施策の確立、また「攻めの農政」の展開、そういう政策の方向づけを行っていることが全体のポイントになっております。

もう一つ、工程管理をすることが今回の基本計画のポイントの一つになっております

で、参考資料2 3でそのイメージについて簡単に御説明いたします。

1ページめくっていただきたいと思います。例えば、担い手に対する経営安定対策、「経営安定対策の確立」につきましては、真ん中の欄にあります、制度としては19年産から新しい対策を導入していく。そのために、本年夏以降、制度の詳細の具体化、来年の通常国会には改正を提案するといったように、全体の段取りがわかるようにする。そして、担い手の育成確保につきまして、この後経営政策課長から説明があると思いますが、団体と一緒に担い手の育成運動を17、18の2カ年で重点的に経営安定対策導入の条件整備として取り組んでいく。また、下にあります「経営発展に向けた多様な取組の促進」のところの新しい対策の導入に当たっては、米政策改革の実施状況等との関連を踏まえながら検討していくなど、政策の相互関係がわかるような、こういったものを工程表として示していきたいということでございます。

その次のページですが、自給率の向上に向けましては、先ほども申し上げましたように、これまでの5年間の反省も踏まえて政府だけではなくて関係者が一体となって役割分担を踏まえた取り組みをしていくという考え方方に立ちまして、協議会を設立し、それぞれの役割分担に応じた取り組み目標、行動計画をつくりまして、それを毎年検証していくといった工程管理をしていく、このようなことを考えているところでございます。

政府といたしましては、今週の25日に閣議決定ができて国会報告した後は、基本計画そのものの内容や、今申し上げた自給率向上に向けた協議会や工程管理の考え方、さらには経営安定対策や環境・資源保全対策の具体化のこれから取り組みがどのようにしていくのかといった内容につきまして、正しく現場に周知する必要があると考えておりますので、国会の情勢も見ながら4月早々にもブロック別の説明会を開きたい。それに向けて、基本計画本体は非常に大部なものですので、現場にわかりやすいパンフレットも作成するといったような作業を現在進めているところでございます。

説明は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

続きまして、麦政策の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

太田食糧貿易課長 私からは麦政策の見直しにつきまして2点説明をさせていただきます。

1点目は麦政策の見直しの今後のスケジュールでございます。お手元に参考資料3 1として、昨年12月13日の食糧部会の議事録の抜粋を配付させていただいております

で、そちらの方も参考にしていただければと思います。

麦政策小委員会での検討につきましては、昨年 12 月の食糧部会におきまして、加倉井座長から「今後の検討のスケジュールにつきましては経営安定対策について具体的な姿が示された段階で最終的な取りまとめを行う」というふうに報告をいただいているところでございます。

さて、この経営安定対策ですが、先ほどの今井課長の説明のとおり、基本計画において記述がなされております。ただ、経営安定対策への転換ということについては記述がなされていますけれども、対策の仕組みや経営規模、経営改善の取り組みに関する要件、こういった具体的なものにつきましては今後の検討事項とされているところでございます。

したがいまして、このような状況を踏まえますと、現時点では麦政策検討小委員会を再開する状況にはないのではないか、経営安定対策について具体的要件が確定する今年の夏から秋に再開をして最終的な取りまとめを行っていくことでどうかという考えているところでございます。これが 1 点目でございます。

もう一点は、昨年 12 月の食糧部会におきまして、座長から「民間流通制度、農産物検査規格、備蓄制度、管理コストの見直し等については早急に着手すべき」という整理をいただいているところでございます。この整理に基づきまして現在見直しに着手をしております。この状況について説明をさせていただきます。

具体的には、1 点目の民間流通制度でございます。国内産の麦につきましては全量政府を通す仕組みから全量を民間流通へ移行することを進めておりまして、定着をしているところでございます。この民間流通につきましては、市場原理の一層の徹底を図る観点から、生産者団体と実需者団体から構成される民間流通協議会という場を設け、こちらの方で検討をしているところでございます。18 年産の仕組みにつきましては、この 4 月の民間流通協議会で決定して、一層の市場原理の導入を図っていこうという考え方でございます。

4 月ですので、まだ詰まっていないところはございますけれども、例えば、麦は加工用の原材料でございますので、種を植える前に契約をする。これは「播種前契約」と呼んでいるものでございますけれども、種を植える前に数量と取引価格をあらかじめ契約するという仕組みになっております。実際の出荷段階では、例えば生産量であれば増えたり減ったりということがあるわけでございますけれども、一定の幅 これをアローワンスと呼んでおりますけれども、一定の範囲内であれば種を植える前にした契約は有効だということで淡々と処理をしていく仕組みになっているわけですけれども、この一定の幅、アロー

ワンスにつきまして今は全国一律で決めているものを地域で決められるようにしてはどうかといったことを検討しているところでございます。

これが 18 年産の仕組みで、今検討中のものでございます。4 月の民間流通協議会では、18 年産の仕組みだけではなく、19 年産の仕組みについてもこういった方向で検討はどうかということで、あらかじめ方向性を定めて、それを夏ぐらいまでに検討していくということで進んでいるところでございます。

2 点目の農産物検査規格につきましては、後ほど消費流通課長から説明をいたします。

3 点目の備蓄制度につきましては、麦政策検討小委員会での整理がございまして、17 年度からの見直しを実施しているところでございます。これはどういうものかと申しますと、現在、不測の事態に必要な数量を 2.6 力月と置いているわけですけれども、最近の外国からの輸入状況を踏まえますと、これを 0.3 力月ほど短縮しても大丈夫だろうということで、2.3 力月にするという整理をしております。この 2.3 力月にすることにつきましては 17 年度から実施するということで進んでおります。それから、その 2.3 力月を官・民でどのように分担するかということにつきましては、通常の需給操作に必要な在庫は民間で、それでも不足するものは備蓄という考え方方に立って、関係者の意見を聴取しつつ、その実施スケジュール、具体的手順を検討しているところでございます。

4 点目は管理コストの削減でございます。二つございまして、一つは保管料単価でございます。保管料の単価につきましては、倉庫業を取り巻く市場動向等を踏まえて、定期的見直しのあり方について関係者と調整をしているところでございます。二つ目、4 万トン級の大型船の活用につきましては、4 万トン級よりちょっと小さい 2 万トン級の船にかかる用船費用との比較を勘案しながら、16 年度に実施した 10 船導入を上回るペースでの導入を実施しようということで検討しているところでございます。

島田消費流通課長 消費流通課長でございます。麦の農産物検査規格の見直しについて御説明をさせていただきます。

いささか技術的な問題でございますので、参考資料 3-2 を用意してございます。麦の検査は、左側に書いてありますように品位等検査と成分検査という大きく二つに分かれています。品位等検査といいますのは、容積重や水分といった物理的性状に基づき、一等、二等、規格外に格づけるものでございます。また、成分検査といいますのは、理化学分析によって麦の内部を分析し、たんぱく質含有量やでん粉粘度を測定するものでございます。俗に農産物検査といいますと品位等検査が一般的でございます。

その品位等検査の中ですが、物理的性状と申しますのが容積重（比重）とか整粒割合、水分率、被害粒混入率といった数値的基準と、これら数値で示すことのできない粒の重質度とか粒ぞろい、光沢等を「形質」と言っておりまして、これは一等標準品、二等標準品といった標準品をつくりまして、それとの比較において具現化するという方法をとっております。

この形質の問題ですが、右に書いてありますように、このごろ春まき小麦が大分増えてきております。春まき小麦は、たんぱく質の含有量が多く、パンに向くことから、地産地消等の動き等から各地で需要が高まっております。ただ、春まき小麦は、秋まき小麦と違いまして、角張った粒形であり、たんぱく質が多いものですから、色が透明がかった飴色といった性質を持っております。こういった秋まき小麦と異なる外観を持っている春まき小麦のニーズが高まっているという実態に配慮いたしまして、春まき小麦独自の標準品を作成するように変えていきたいと考えております。

これが形質の基準ということでございます。4月～5月にかけて生産・実需者双方の関係者の意見を聞いた上で、新たな春まき小麦の規格である標準品を作成し、それを17年産の検査から適用ということを念頭に置いて作業を進めているところでございます。

それに限らず、麦の検査規格全般の見直しとして、下の方に書いてございますように、現在関係者の意見・ニーズの把握、データの収集・分析を実施しているところでございます。今後、関係者による意見交換会を隨時開催していくまして技術的検討を重ねていきたいと考えています。その上で農産物検査法に基づき農産物検査規格検討会を開催いたしまして、19年産からの新たな検査規格の適用を念頭に、こういった作業を進めていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

今後の麦政策の検討につきましては引き続き検討小委員会にお願いすることになりますが、加倉井座長をはじめとする検討小委員会のメンバーの方々並びに関係団体等ともよく相談の上、進めていただきたいと思います。

それでは、参考資料の4、担い手の育成等に関する資料について、経営局から説明をお願いします。

柄澤経営政策課長 経営政策課長の柄澤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、恐縮ですが、先ほど企画評価課長から説明のございました参考資料2・3の工程

表の1ページをもう一度ごらんいただきたいと思います。

一番上の欄に担い手の育成・確保に向けた取り組みの工程が書いてございますが、一番右上に平成27年の「農業構造の展望」の姿が書いてございます。おおむね10年後を見通した展望を今回の新たな基本計画と同時に決定することにしておりますが、ここにありますように、家族農業経営が33万～37万、集落営農経営が2万～4万、法人経営が1万というような農業の構造を10年後に構築していかなければいけないということで、これに向けた取り組みが必要になっているわけでございます。もちろん政策的にはその下段にありますような政策措置を講ずるわけでございますが、行政と団体が一体となって担い手の育成に取り組んでいかなければ平成27年の姿が実現できないということでございます。

そのために、参考資料4-1をごらんいただきたいのですが、私ども行政と団体が一体となった担い手育成の重点方針を2月上旬に決めたところでございます。この方針を推進する体制ですが、先に2枚目をごらんいただきたいと思います。体制のイメージ、まさに行政と団体が一体となって連携する姿でございます。左が私ども農林水産省の中に副大臣をヘッドとする「地域で考える担い手創成プロジェクトチーム」を立ち上げております。一方、団体の方につきましては、これは全国レベルの協議会ですが、農業会議所、全中等々、関係団体がたくさんお入りいただきまして既に準備会を立ち上げてあります。この協議会の設立総会が実は明後日の24日に行われる予定になっているわけです。これは全国段階の姿でございますが、県段階・地域段階それぞれに協議会を設けて担い手の育成を推進していくことを直ちにスタートするということになっているわけでございます。

何をやるかということが1枚目の重点方針でございます。先ほど申し上げましたように、2月上旬に私どもと全国の協議会の準備会で合意した行政・団体一体となった方針でございます。3点ございます。

1点目は法人・個人を含めた個別の経営の問題でございまして、具体的には、現在認定農業者が18万7000程度ございますが、これを本年夏を目途に大幅に増加させるということでございます。特に、二つ目の丸にありますように、「地域水田農業ビジョン」に位置づけられた「担い手」は27万ございますが、このうち約14万についてはまだ認定農業者になっていただいていないところでございますので、こういったところを重点的に誘導したいということでございます。

2点目は集落営農の組織化・法人化です。現在我が国には集落営農は約1万あると言われておりますが、この中できちんと組織化されているもの、法人化されているもの、具体

的には特定農業団体はまだ 120、特定農業法人はまだ 226 ということでございますので、これも「水田農業ビジョン」に位置づけられた集落営農を中心に、可能な限り、特定農業団体化、特定農業法人化を加速化していきたいということでございます。

3 点目は、例の米の改革の中でスタートしております「担い手経営安定対策」の加入促進でございます。これにつきましても、加入実績としては認定農業者が約 3 万、集落型経営体が約 200 でございまして、潜在的には要件に該当する可能性がある農家は 9 万程度あると見込んでおりますので、可能な限り、この対策にも加入していただくということを 3 点目の柱としております。

以上の 3 点を目標として、行政と団体で取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

質疑等

八木部会長 大部の資料でございましたけれども、これまで一括して説明をいただきました。

それでは、質疑に入りたいと思います。御質問・御意見等がございましたら、御自由に御発言いただければと思います。時間も大分押しておりますので、効率的に議論を進めるという観点から御協力をお願いいたします。

藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 19 ページに生産者、単協、生産者直売ということで数字が取りまとめられていますが、これは年々多くなっているわけですね。我々が肌で感じているのはもっと多くあると思うのですけれども、多くなったものに対して国の管理あるいは関心がどこまであるかということです。というのは、この問題については安全・安心のチェックはゼロなわけです。我々は直に見ていますけれども、本当にお粗末な入れ物に入れて売買も日常茶飯事でされているわけです。数量的に片一方は 4000 万トン、片一方はこれら全部合わせた 200 万トン近くになってきて、これが扱いの半分近くになると、やはり無視できないのではないかと思いますので、この辺について考え方をきっちりしていただきたいということ。

もう一つは、前回も申し上げましたけれども、コメ価格センターが 16 年産は 50 万ト

ンの予定になっていますけれども、出荷数字から見ると約 500 万トン前後の出荷、あるいは 400 万トン強の委託があるわけです。わずか 1 割の数字で全体の価格を決め、1 年の価格を決めるということはちょっと難しくなってくるのではないかと思いますので、この 2 点について御検討をお願いしたいと思います。

八木部会長 ほかにありますか。何人かに御発言をいただいた後で、事務局の方からお答え願いたいと思います。

横川委員、どうぞ。

横川委員 私は順番にいくつか申し上げます。

最初に 3 ページです。ここで米の減少に触っています。年をとってきて、お米をたくさん食べた人の消費量が減っていくのは自然のことですから、これは仕方がない。私はそれよりも、若い人たちの食べ方の変化、つまり、ご飯を食べておかずを食べるのではなく、おかずを食べてご飯を口直しに食べるというような食べ方が、これが消費減の一つの要素だと思うのです。それをはっきり認識しないと、お米の消費量は永遠に増えなくなってしまうおそれがある。

そこでデータとしてのお願いがあります。いわゆる「加工米」のとらえ方が農林水産省と私共とで違いがあるのです。私共、外食の事業者は、おかゆ、ピラフ、チャーハン等の味つけ御飯は、加工米としています。なぜなら、外食の場合は、メーカーがつくって納入してきたものを加熱し、何かを加えて売るからです。そして、この伸びがすごいのです。我が社の関係だけで、味つけ御飯は年間で大体 3000 トンぐらい売っていますが、炊飯等によって量は倍になりますから、玄米では 1500 トン程度と言えます。これを各外食と小売業の数値でまとめると相当量あるのですが、このデータがどこにもない。

ですから、私は細かい分析をすることのできるデータが欲しいのです。主食とする御飯の米の量と、私共の言う「加工米」の量、他に酒、もち、だんご、せんべいその他、用途ごとにデータを揃えて、何が減って何が増えているかをきちんと把握しないといけない、ただ減ってしまう、減少だと言うばかりでなく、なぜ減ったのか、それはどういう流れの中で起きているのかが重要なのです。私は、それが生活の変化によるものだと思いますし、外食・食品としては味つけ御飯がものすごく伸びていると自覚している。それなのに着手していない状態では、この問題は解決しないと思います。

次に、5 ページに外食の仕入れについての記述がありますので、事業者として補足いたします。右上の仕入れの条件で、一番上が「品質・食味がよい又は安定していること」で、

「安定的に一定量が確保できること」が2番目に入っています。しかし、協会会員の仕入れバイヤーに直接聞きますと、価格が中心と考えている部分も多いので、本音と建前があることには注意が必要かと思います。

外食の仕入れの形態としては、価格を決めて仕入れるやり方と、品質を決めて仕入れるやり方と、大きく2種類があります。料亭など比較的高級な店は、品質を決めて仕入れますから、相場で動きますが、多くの外食は、予算とのバランスで動きます。例えば、ご飯1杯またはライス1皿を200グラム180円で売る、だから3300円で10キロ買おう、とすれば3300円の米を見つけ、その中でどこまで品質を上げられるかという買い方になるんです。また、この後にブレンドについて書いた部分がありますが、ブレンドは価格調整のためにブレンドをしたのであって、味のためにブレンドしたのではないという側面もあると思います。だから、価格が下がるとブレンド米が売れなくなってしまう。一般的・平均的なアンケートで物を考えるのではなく、この辺の実態をもう少し調べていかないと、実態を把握するには難しいのではないかとも申し上げておきたかったのです。

そして、19ページは流通の現状についてです。藤尾委員がおっしゃっていたように単位農協の流通量が非常に増えている。この3年から5年の間といいますか、食管法から食糧法に変わってからこの流れが出てきていますが、ますます増えています。

特に、お客様にこういう米をお届けしたいと、消費者側の仕様書、例えば、除草剤をやめるとか2回を1回にするとか、細かく出せば出すほど、消費者の声が生産者側に必ず届く流通形態が必要なのです。農協欲しい米についての技術的問題をやろうとする時、特に大量生産地域では、トレサビリティーも含めてこれがものすごく必要になってくると思うのです。そうしたときに日本の流通形態が大きく変わってしまう。藤尾さんは多分そのこともおっしゃったのではないかと思います。

そういう意味で、日本の流通システムをどうするのか、問屋としての役割を何に持っていくのか、きちんと方向を出さないと、極論ですが、問屋の数が半分になってしまうおそれもあるのではないかと思います。日本の将来の流通システムの流れをこの部分が示していると思いますので、今後のこととを含めて考える必要があると思います。

それから、25ページ、備蓄米の残米の件です。9年、10年、11年産がどれも売れずに残っています。去年は不作と言われお米が足りなかつたのに売れなかつたのは、主食用としての価値がなかつたからだと思います。つまり、だめなものは早く整理をしないといけない、このままとつておいてもしようがないのです。飼料に回すことができるかどうかわ

かりませんが、きちんと整理をして来年に向けて手を打つことが必要なので、そのことをきちんと明示することが必要ではないかと思います。

最後に、34 ページ、需給調整システムのカウントの扱いについての意見です。情報として需要と実績のカウントについて、買入時点と販売時点のどちらかにするか。私は絶対に売りでやるべきだと思います。その理由は、情報の透明性の点です。買入時点の情報で数字を出してしまうと中身が見えませんが、販売時点ならばどこの県のものが残っているか、売れているかがわかります。情報は正しく早くということが条件ならば、曖昧な部分のある情報は出さない方がいいですから、はっきりと販売時点の数値を基に情報を出す、そのことをきちんとやることが必要だと思います。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 範囲の広い話が 2 点、細かい話が 2 点です。

最初の 1 点ですが、価格形成センターで価格形成を行うようになった平成 2 年以降、現在は最低の価格水準という事態に陥っているわけですが、その要因なり特徴的な動き、それから現行の価格水準が生産者の生産なり所得に与える影響をどのようにごらんになっているのかということを再度お聞きしたいと思います。

第 2 点は、米政策改革初年度の 16 年の取り組みだったわけですが、国の果たす役割や生産者の売れる米づくり、需要に応じた米づくりという取り組みをどのように評価されているのか。本指針で多様な取り組みの事例を数多く載せられておりますので、それはそれとして評価しますけれども、その部分をどうみるのかということです。とりわけ、それに関連して、例えば政府米の売り渡しについて売却の入札回数を近時極端に増やしておられるわけです。それが 23 ページの例にもありますが、この 2 月～3 月の時点に来ても価格が上がらないという低米価の原因になっているのではないか。また、計画生産はどんな取り組みになっているというふうに評価されているのか。34 ページに今後の議論として計画生産の達成・未達成の状況をどう判断するかという論点は意見として出ているということが書いてあります。しかし、達成・未達成の状況については把握のしようがないのだという言い方で切ってありますが、そこは一体どのように評価されているのかということをお聞きしたいと思います。

以下 2 点は、発言するチャンスがないかもしれませんので申し上げたいわけで、細かい話です。

1 点は、政府米の需要カウントについて、今回の場合は備蓄の積み増しとしてどうして

も対応せざるを得ない局面があることや、本当は市場で売れるけれども、こんな事情の中で政府米へ持ち込んでいるという事情があるわけですから、これらを踏まえますと、政府買入数量を生産目標数量の設定の際に何らかの形で反映させるべきであるということを申し上げたいと思います。

なお、本日は、その部分については議論するだけなんですか。

村上総合食料局長　はい。

山田委員　それでは、その点、意見として申し上げておきます。

もう1点は、これは今回の基本方針に盛り込まれているわけではありませんが、生産サイドで大きい課題として抱えておりますのは米の異品種混入の問題でありまして、どうしてもコンバイン収穫や乾燥調製や精米等の機械施設の運用上で生ずる場合があるわけです。清掃の徹底を図っているのですが、物理的に避けられない部分もあるわけで、よくわかりますが、1粒たりとも混ざってはならないというような過度な基準が求められるようなことでは到底運用していけないし、コストがかかるだけになります。これは偽装表示とは別問題ですから、リスク・コミュニケーションといいますか、関係者の意見をよく聞いてもらって対策を講じていく必要があるのではないかと、このように思っております。

以上です。

八木部会長　大泉委員、どうぞ。

大泉委員　重複を避けて5点ほどお伺いしたいのです。

一つは、先ほど遺伝組み換え米の話がありました。遺伝子組み換え米に対する見解、農水省ではどうお考えになっているのか、お伺いしたいということが第1点です。

第2点は、技術的な話で恐縮ですが、単協販売はかなり幅をもって把握されていますが、統計上、これは地域ごとにわかるのかどうか。私は単協販売の活発化に関してはもう少し宣伝されたらどうかなという意見を持っております。

3点目は先ほどの山田委員の意見とダブるのですけれども、政府米の需要の定義です。エンドユーザーに渡った時点で需要なのか、卸の段階にあるときにも「流通在庫」と言ってしまって、需要ではないという把握の仕方なのでしょうかね。そうなってくると、需要とは一体どういう定義なのかということがよくわからなくなるのです。政府米に関しては回転備蓄だからという話もありますが、非常時に対して米をためておくという機能が政府米の基本的な役割だろうと思うのです。そうなってくると、これは政府が買い取った時点で需要なのか、あるいはエンドユーザーに渡った時点で需要なのか、その定義のところ

がよくわからなくなってくるということです。回転備蓄で回転しないリスクは政府が負うというのが普通の考え方なのかなと私自身は思っていたものですから。

同時に、なかなか主食用として売れない米がある、そういう県の米があるというデータも見せていただきましたけれども、そうなのだろうと思うのです。16年産の新しいシステムのもとでもこういう状況になり得ると想定されているのかどうか、そこをお伺いしたいということです。

4点目は、53ページに主食用でMA米が入ってきていますけれども、何年か前、たしか農水省はMA米は主食用に回さないから大丈夫なんだという話をあっしゃっていたと思います。さかのぼって恐縮ですけれども、いつごろから主食用に回すという話になったのか、そこを教えていただければと思います。

それから、18年度で検証をするという話、主体となるシステムに移行するというとき、「具体像を検討することとする」とされていますが、もし具体像を検討してなかなかやれないとなった場合でも、ハードランニングで、えいやとやってしまうことはあるのですか。それとも、そこでは再度検討するといいますか、これはなかなか農協さんがやってくれないからだめだねという話になるのか。あるいは政治マターにするのか、あるいはこういう場所で決めるのか、その辺、お考えがあったら教えていただきたいと思います。

八木部会長 それでは、4人の方の御質問について事務局の方から説明いただけますか。

高橋計画課長 いろいろ御質問をいただきました。

最初に藤尾委員の指針の19ページについてです。私どもはこういった流通の変化は非常に大きい問題だと思っています。ただ、技術的なことを言えば、安全・安心をどう確保するかということについて、例えば15ページで、検査は前年並みに進んでいるわけですけれども、単協直売のものは当然検査を受けたものもあり、そうでないものもあるわけです。そういう検査米が市場でどう評価されるかとか、あるいは単協直売でも今はトレーサビリティの仕組み等役所が用意しているものもありますし、民間独自でやられているものもある。そういうものに乗ってくることで市場の評価を得ていくという形もあるかと思いますので、そこは単協直売なり生産者直売だから一概にどうこうということではないと思います。

ただ、二つ申し上げると、私どもが単協がどういうルートでどう売っていくかということが重要だと思っていますのは、そういうことで米も一つの商品として自分で主体的に考えて経営判断をしていくというような動きは極めて重要なのだろうと思います。ただ逆に、

こういった動きはまだ緒に着いたばかりだということで言えば、個別の単協が自分で販売先を見つけてくる。その取引が必ず安定しているのかどうか、代金回収に問題がないのかどうか、あるいは個別に顧客を維持することが単協にとって負担になり過ぎないかとか、そういう問題も出てこようかと思いますので、そこは両面から見ていく必要があると思います。

その点が藤尾委員の2点目の御質問にもつながると思いますが、本来のセンターの機能の方向は、単協なり、いろいろな買い手もそこに参加をして、単線的な取引だけではなく、いわゆる複線的な取引について価格形成されるべきで、役所としてもそういう方向に持っていく必要があると思っています。それが残念ながら実現していない。そういうふうに市場が整備されれば、単協が自力で相対のリスクなりの処理を全部負担しなければいけないという事態も市場の場で解決できる道が開けてくるのではないか。そういう意味では、単協直売という流通ルートの展開を踏まえても、コメセンターの活性化によって現物市場をさらに整備していくことは流通システム全体を整備する上で非常に重要な課題だと思ってあります。そういう意味で、センターをどうやっていくかということは早急にきちんと議論しなければいけないと考えてあります。

それから、横川委員からの御指摘で、まず加工米です。私どもは用途別の分析をしておりまして、去年7月の基本指針では、加工米飯が11年度は10万3000トン程度だったものが15年度は14万8000トンまで増えているということで、加工用途ごとの需要分析、動向分析はしております。清酒や味噌などが減っている一方、御指摘のとおり加工米飯が増えている状況でございます。そういう意味では当然問題意識としては持っております。今回の指針には十分出ていない面がございますけれども、引き続き、きちんとフォローしたいと思っております。

それから、アンケートのあり方については、こういう調査に対してこういう回答があつたということで御披露しておりますが、私どももそういう分析はよくわきまえていきたいと考えております。

流通システムの方は、今申し上げたように私どもも大きな目で問題意識を持っているところでございます。

それから、備蓄米です。これについては山田委員から御指摘があつたことにも絡むのですが、資料の35ページを見ていただければと思います。ちょっとずれる部分の説明ですが、35ページの政府米のカウントのところで、あえて「回転備蓄の運営の下では、「買

入局面」、「販売局面」云々と書いてあります。販売を今年どうやっていくかとともに、回転備蓄という運営でやっていますので、その枠内にあると思っています。

回転備蓄というのは、売れる米を買って、それをまた売って、売った分を買い足していくというやり方ですので、今年の販売もそういう意味でやってあります。非常に古い米はあるのですけれども、主食用に売れるものは売れる範囲で売って、売れないものは、指針にも書きましたが、飼料用として処理をしていく。そういう中で売れた分だけをまた買い増していく。ただ、今年は実際に売れている量が非常に少なくなっていますので、必ずしも市場に大きな影響を与えていたとは思っていませんが、考え方として、政府が在庫米を売れて初めて買える。それが回転備蓄だと。この規模が来年以降は多分どんどん大きくなっていくと思いますので、そういうことの認識の浸透を図る必要があると思っています。そういう意味で、御質問については、指針に書いているとおり、飼料用についても視野に入っていますけれども、それ以外についても回転備蓄を円滑に進めるという取り組みで引き続きやっていきたいと思っています。

それから、政府米のカウントの話は、先ほど山田委員からありましたように今日は御議論いただくということで、結論については秋に向けてということですので、御議論として承っておきたいと思います。

それから、山田委員の御指摘で、今年の価格水準あるいは所得についてどう考えているかということです。この中で大きく分析をしていると考えていますのは、あえて生産者世帯でなぜ米が減っているかということも書いたのですけれども、生産者世帯においても米と米以外のものが競合していて、米の価格も中食・外食を含めた米以外のニーズとの関係で引っ張られている。あるいは、7ページでスーパーの価格アイテムごとの品目の動きを示しましたが、15年産の不作のような形で単品米が高くなればブレンド米が出てくる。消費者にはある一定の値ごろ感みたいなものがあって、そこに売り物が収斂してくる傾向がどうしてもあるのだろう。そういうことからすると、米の流通価格は消費のところでどうしても規定されている部分があるので、そこは冷静に認識をしなければいけないのではないか、そういう気持ちも込めて、こういう分析をしてあります。

センター価格以外の単協や生産者の直売の価格のことも書きましたのも、実際には生産者手取りを増やすような形、かつ消費者の単価としても値ごろ感があるという形での取引がされている実態、そういう工夫はあると思います。そういういろいろな工夫がある中で、ただ指標価格は要るだろう。そのときにセンターの価格があるかと思いますので、センタ

一価格は引き続き重要だと思っておりますけれども、実際の農家所得の手段はそのルート一つではないということをあろうかと思います。

なお、所得については、稲作所得確保対策なり、担い手経営安定対策が今年はかなりの程度発動される予定であります。また、今年が不作だったことに伴う 17 年産の基準年の見直しについても御説明をしたところですが、そういう形で必要があれば実情に応じて所得安定対策も適切に発動されるように工夫をしているところでございます。

それから、政府米の関係です。今年の米の価格の低下要因になっているのではないかということですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、売り渡しの状況を見ても、入札を増やした 1 月以降も 1000 トンないし 3000 トン、実際に 2 月に 3000 トン売れているうちでも 14 年産の三等米がほとんどで、これもほとんどなくなりつつあります。そういう意味では、数量的にも、あるいは実際に提示しているもののほとんどが 9 年、10 年、11 年と非常に古い米であることからして、こういった米が主食用の米の価格相場を引っ張るような、そういう影響を与えることは私どもは認識していないわけです。そういう意味で、あくまで回転備蓄を円滑に進めるという観点から市場実勢を前提に販売をしていくという考え方であります。したがって、先ほど申し上げたように、回転備蓄というのは今後むしろ重要な問題になってこようかと思います。

計画生産の取り組みですが、生産調整の達成・未達成の補正については、論点としてだけ整理をさせていただいております。技術的にも 15 年産までと同じように 16 年産の補正ができないということは、県のヒアリングの場でも、その点の認識はかなり広がっていると思います。それにかえてこういうやり方でどうかという提案もありますけれども、それも一長一短といいますか、県によって大きなメリット、デメリットが出るような方法でして、まず技術論自体が十分深まっていない。また、先ほども申し上げましたが、方向性として個々の県が達成しているかいないかということに最も重点を置くという取り組みからの転換を図ってきたのではないかということを役所としては基本的な認識として持っているところでございます。

それから、需要カウントについては、本当は市場で売れるものを各県が今年は政府に 40 万トン売っているのだから、何らかのメリット措置があつてしかるべきではないかと。そこは認識の違いも若干あると思うのですが、実際問題としては、県の御意見を聞きますと、産地側からすれば、仮に昨年は作況が 101 を超えていたら区分出荷が発動されて過剰米として隔離されるようなことになったかもしれないが、その部分が実際は発動されず

に、かつ一部に不作県もある関係で、豊作県は積極的に政府に売ってきております。その結果、25万トンはまるまる埋まっていますし、次回にやります15万トンもかなり積極的な売りがあるのではないかと思います。そういう状況の中でさらにカウント面で追加的なメリットを講じる必要があるのかどうかは、よく見きわめる必要があるかと思います。

DNAの件については後ほど消費流通課長からお答えいたします。

大泉委員の御指摘ですが、GMO米については二つの観点があるかと思います。一つは需要開発していくという点、それから、これは遺伝子組み換えですので、生産面でもいろいろな御議論があると思います。そこは両面認識しておりますので、オープンな形で各界の御意見をよく聞いていくということではないか思っております。私どもはこうやって正面から、遺伝子組み換え、ゲノムの関係で、例えば花粉の米として出てきていますということをオープンに紹介させていただいているというふうに考えております。

単協の直売は統計上、地域ごとにわかるのか。これは農政事務所からの積み上げでありますので、統計的にはそういう整理はできます。どうやって出していくかということは、またいろいろ御要望なりを伺っていきたいと思います。

それから、政府米の需要のことについては、御意見として伺っております。先ほど申し上げているように、16年産以降、過去のように、買ったけれども在庫としてたまるとのないようにするのが回転備蓄だと思っております。そういうものだという認識をよく広めていかなければいけないと思っています。

MA米については、主食用への販売はSBSの中で一部ございます。53ページの右側に「主食用 59万トン」とありますが、主食用 59万トンというのは平成7年から16年までの累計です。これに対しては、これを大きく上回る量の政府国産米を援助用に出しているということで、主食用国産米の供給には影響を与えていないという考え方で運営をしております。そういう意味では、ウルグアイ・ラウンド実施当初から、こういう形でミニマム・アクセス米が国産米の需給に影響を与えないようにという考え方で整理をしております。

最後に、18年度の検証です。ハードランニングなのかどうかということですけれども、これは十分御議論いただく必要があると思います。現時点では、先ほど申し上げましたように、7月と11月にまた食糧部会がございます。7月に向けては、さらに現場に入って、どこが足りないのか、主役システムに向けての問題点の分析なり、かなりきめ細かく把握をしまして、先ほど申し上げたように主役システムの青写真をできるだけ早くということ

もありますので、そういうことができるよう、まず実態をきちんと整理をしたいと思っております。それをまず7月に御報告させていただければと思います。

以上です。

八木部会長 それでは、消費流通課長、お願ひします。

島田消費流通課長 山田委員から御指摘いただきました異品種混入問題についてお答えいたします。

異品種混入問題、いわゆるコンタミネーションの問題でございますが、生産・出荷・流通の各段階でコンタミネーションは起こり得るものだと思われます。その一方で、どれくらいの頻度で起こっているのか、どのくらいの量が混ざっているのかという実態については、つまびらかではないところがございます。そのため、私どもでは現在、農産物検査段階におきましてDNA分析によるモニタリングを行っております。これによりまして、生産出荷段階でのコンタミネーションの実態がある程度明らかになるのではないかと思っております。こういった生産・出荷段階での異品種混入の発生実態を踏まえまして、生産者サイドにはコンタミネーションの防止に向けた情報提供、また消費者サイドには意図せざる混入があり得るということについての情報提供を必要に応じ行っていきたいと考えております。

また、コンタミネーションの問題は、JAS法に基づきます精米の表示とも深くかかわる問題だと考えております。現在農林水産省と厚生労働省の食品表示に関する共同会議が開かれておりまして、加工食品の表示ではございますが、その表示に関して何割使用とか何%以上使用といった概数での表示の可能性が検討されております。また、100%の使用の場合でも、十分に分別して、取り扱った場合でも避けられない混入に関しては許容されるのではないかといったことを明確化するという方向での検討が進められているところでございます。米の表示についてもこういった加工食品の品質表示基準の検討状況を踏まえつつ、表示のあり方を適切に考えていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

八木部会長 食糧部長、どうぞ。

高橋食糧部長 担当局が参っておりませんので、計画課長の答弁について補足して御説明させていただきます。大泉委員のゲノムの関係でございます。

今日、お手元に基本計画の資料がございますけれども、この関係では、例えば基本計画の中の45ページの下の方から46ページにかけまして、「生産現場のニーズに直結した

新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る。さらに、情報通信、ロボット技術、ナノテクノロジー、ゲノム科学等の先端技術を積極的に取り入れ、生産性の大幅な向上に結び付く革新的な技術や機能性付与した農産物の開発等を進め、」とございます。また、これは基本計画の後ろの方、「参考付表」の6ページの一番下に「先端技術の活用」といたしまして、遺伝資源の収集や有用遺伝子の単離・機能解明をさらに進めるとともに、複数の有用な形質を短期間で導入するゲノム育種技術を開発」とあります。その後に「新たな育種技術を活用し、収量性や機能性を飛躍的に向上させた作物を開発」等とございます。

この遺伝子組み換えの関係については、消費者あるいは関係者の理解・納得、安全・安心等をきちんと検証することは当然のことではありますけれども、今後の我が国の農業競争力、あるいはさまざまな有用な新技術開発ということを考えて、この部分について基本計画に記述、あるいは参考付表のところで述べさせていただいているところであります。先ほど計画課長からもございましたけれども、代表事例として新たな機能性を有した花粉症緩和米、あるいは新たなコエンザイムQ10等を含めたようなものもあるわけですけれども、そこは研究者だけの考えではなくて、消費サイドの理解を得ながら進めていくということでございます。

八木部会長 今議論になりました政府米の需要カウントの問題と、生産調整の達成・未達成の扱いについては、34ページに書いてありますように、18年産米の都道府県別生産目標数量設定のときには、この部会としてもしっかりと議論しなければいけないと考えてありますので、またよろしくお願ひいたします。

予定の時間が過ぎてますが、まだいろいろな御意見・御質問等があろうかと思いまので、少し延長して議論をさせていただきたいと思います。もし退席される方がいらっしゃったら、早目に御発言いただければと思います。

竹内委員、その後、小熊委員、どうぞ。

竹内委員 3点ほど申し上げたいと思います。

1点は、この場での御回答は結構ですが、農水省の方で一度整理して、ディスカロージャをお願いします。先ほど来の議論はみんな関係しているように思いますが、特に政府備蓄の問題と生産目標数量の設定に当たっての政府買い入れをカウントするかどうかということ、これはつながっているように思うのです。後者の方は、部会長がおっしゃるように時間をかけて、大泉先生がおっしゃるような基本的にどう考えるのか、需要とは何ぞや

というベースの議論等々、きちんとした議論を積み重ねるのが一番いいと思います。前から何回も議論がありますように、政府備蓄の役割はリスク管理ですね。何のためのリスク管理かと言うと、大不作のときに備えたリスク管理であります。したがって、これは大不作のときに消費者の主食についての不安感が大きくならないようにという目的であろうと思います。この議論はさんざんやった。その上でこの回転備蓄というものに整理されたわけです。

そこで、先ほど議論がありました 25 ページあるいは 62 ページですが、25 ページにあ るような 9 年産、10 年産、11 年産というのは 5 年も 6 年も 7 年も前のお米で、何で政府 がそんなに古いものを持っているのか。直近のものは持っていないわけですね。ですから、何でこんなことになってしまったのかというところから、政府の役割、回転備蓄というも のが整理されてきたわけです。

リスク管理は私から何も申し上げる必要もないわけですが、あらゆるリスク管理はコス トとリスクをどうコントロールするか。この組み合わせでやっているわけです。したがつ て、政府のリスク管理は、どのぐらいコストをかけても、どのぐらいのリスク・コントロ ールのレベルを保つ必要があるか、そういう組み合わせです。したがって、これが全部売 れなくなればどんどん売っていった方がいいというのは、全くそのとおりだと思うのです。 これをどんどん売っていきますと書いてありますが、これについて幾らコストがかかった のか、幾らコストがかかりそうなのかということをきちんとディスクローズしてもらいたいと 思います。何年か前に同じような話があって、たしか補正のときに、全体で約 1000 億、これを何ヵ年か相当長期に分けて単年度予算で負担するということが決まったこと がありました。それとこれの関係が少しオーバーラップしているのかどうか。

いずれにしても、9 年産、10 年産、11 年産、こういう類、つまり主食で売れなくなっ てしまって処分した、あるいは処分せざるを得ないだろうというような過去の事例につ ても、コストの関係で幾らかかったのか、幾らかかりそうなのかということをきちんと整 理してディスクローズしていただきたいと思います。

もう一つは、M A 米についてです。これも大変大きなテーマではあります。結果的に は毎年 20~30 万トンずつストックがたまっていくんですか。

村上総合食料局長 はい。

竹内委員 これは放っておけないことになると思うのです。つまり、先ほどお話をなっ たように、輸入の是非や細かい技術的なことは別として、指定した以上、これを食べない

というのもいかにもおかしなことである。それから、主食用に生産したものを輸入したわけですから、ずっとたまっていくということになり、これは放っておけないですね。ですから、一挙にできることはよくわかりますから、全体の米改革の段取りの中でどういう段階でどういう方策を順番にやっていくのか。そういうことの中でこの問題を考えていく必要があるのではないかと思います。この3番目のところは、今御議論いただいたり、まとめるることは難しいのかもしれません、これは放っておくことができないということになるのではないかと思います。

3番目の点は、数ヶ月かけて整理していけばいいわけですが、これは最終的には地域の問題と絡むわけですから、最終的な調整ということは私はあっていいと思うんです。しかし、そもそも筋道や理屈からいいたら、これはどう考えたらいいのかということをきちんと踏まえた上で、地域の実情なり、毎年具体化して実行しなければいけませんから、2番目にはそういうことは当然あっていいと思いますが、まず1番目のところをこの審議会としてはよく議論を尽くして整理していただきたいと思っております。

小熊委員 時間も過ぎていますので、簡潔に4点ほど申し上げます。

第1点は、本来の目的である農業者・農業者団体が主役となる需給システムの具体像をできるだけ早く提示して、準備を始めるべきだと思います。その際に大切なことは、透明性といいますか、オープンな場で議論をして、情報も開示して進めることが大事だということです。

2点目は、横川委員から御指摘のあった食生活の変化ということですが、とかく生産サイドのデータから需要の変化を見がちですが、食卓ベース、食生活の現場ベースのところで起きている変化についてもいろいろな調査手法を駆使しながら見ていきたいと思います。学校給食でお米がどんどん増えて、それなりに扱われるようになっていますけれども、私の子供と話をしていても、学校給食では白いお米を食べているより混ぜ御飯で食べている比率の方が圧倒的に高いことがあるんです。つまり、米を白いままで食べるだけではなくて、いろいろな形で質を高度化させておいしさを出すなど、工夫をしているという実態にも着目をして、いわば単に量を増やすだけではなくて、お米を食べる質をどう高めるかという視点で見ることも大切ではないかと思います。

3点目は、回転備蓄を軌道に乗せることができいろいろな問題をクリアにしていく重要なポイントだと思います。消費された段階なのか、政府が買い入れた段階なのかという議論も、回転備蓄がうまく軌道に乗っていくと、おのずと整理がきれいについていくのではないか

と思うのです。これが余りにいびつな構造になっていると、こちらの方にも影響するという関係ですので、今年の作柄を見た上で、一定の整理を秋段階にし、さらに先ほどありましたように銘柄の問題もありますので、コストの問題を含めてディスクローズしてぜひ進めていただきたいと思います。

最後に4点目です、念押しになりますけれども、GMOの問題につきましてはリスク・コミュニケーションを含め、消費者理解をきちんととりながら進めていくという進め方をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

八木部会長 生源寺部会長代理、どうぞ。

生源寺委員 この部会はあと7月と11月だということですので、今日の基本指針あるいは役所の方からの御説明には特になかった点ですけれども、委員の皆さんのお心も多分かなり強いと思いますので、もしあれば現時点で役所としてのお考えを伺っておきたい点がございます。

それは米の先物市場の問題でございます。既にかなり検討が行われているということは恐らく皆さんも御承知かと思います。ここは商品取引所法の規定ぶりとの関係でなかなか微妙なところがあるのかもしれませんけれども、役所としてこういった動きについてどうお考えなのか。それから、この部会の任務との関係で、この場で議論をすることについて、これはむしろ委員の皆様方の御意見でということもあるのかもしれませんけれども、この時点で役所の方に何かお考えがあれば、ちょっと伺っておきたいということでございます。

もう一つ、これは単純な話ですけれども、参考資料としてかなり分厚いものが出でています。これは必ずしも多数決で決めるような性格のものではありませんけれども、これははっきりと YES or NO という形で回答を求めて、それに対応したような形で返答が出でますが、意見分布がわかるような形の取りまとめをあわせて出していただけると参考になるのではないかと思いますので、この点、お願いできればと思います。

八木部会長 先物市場についてはかなり大きな話題であろうかと思いますが、関連して委員の方から御発言はございますか。検討会に参加されている委員の方もいらっしゃると思いますが。

では、竹内委員どうぞ。

竹内委員 この問題は、加倉井さん、流通のお取りまとめをなさる過程で……。私は流通部会にはあまり参加しなかったので、よくわかりませんが、いろいろ御議論があったの

で、どうされたのか。

議論としては、先物というのは投機的ではないかと。ただ、日本の場合には特に生産者の経営体が小さい。市場の支配力は個々の経営体にはほとんどない。そういうところに巻き込まれると非常によろしくないというような点があるのではないかと、そういう御意見。

それから、経営体の規模はアメリカと日本で違いますが、しかし、生産・流通・消費、特に流通の世界から見ると、買って売れるまで、時間がかかりますね。その間に価格変動その他いろいろなリスクがあります。特に国際貿易では為替リスクがあります。価格変動リスク、為替変動リスク、その他、市場取引をしますから市場変動リスク、この市場リスクをコントロールするというのはビジネス上当然のことで、コントロールする手段が政府の規制でない、やってはいけないのだというのはちょっと極端過ぎてしまって、片肺飛行とは言わないけれども、エンジンのうち一本はとめたまま国際競争をやっていきなさいというのもおかしいのではないかと、そういう御議論があります。この問題は、いずれ両方の観点から整理して、政府としては規制をしているのかどうか、規制をするならば、何の弊害のことを考えて、どういう具体的手法でやるのか、そういう形でいつまでも放っておくわけにはいかないのではないか、それがテーマではないかと、そういうふうに個人的には思っております。

金融の世界でも証券の世界でも石油の世界でも、どこの世界でもリスクがあります。そのときにリスク・コントロール、いわゆるヘッジですが、ヘッジの手段が全然ないという世界、ビジネスがどこかにあれば僕は教えてほしいのですが、全くだめだというのも、規制としてはちょっと極端過ぎるのではないか。具体的弊害をよく念頭に置いて、それに対する弊害が現実化しないような、そっちのためのリスク・コントロールの手法も同時に考えなければいけないと思いますが、そんなことではないかと思います。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 前に私が発言したのに今なぜ手を挙げなかつたかといいますと、政府がどう考えるかということを先に伺いたかった。私の考えは、ヘッジと言いますが、簡単に言えば、将来損をしないようにどうしたらいいかというのは昔からやってきたものでして、既に江戸時代に米の先物相場というものは存在しました。それはどうしてかといいますと、売り手、生産者ではなくて実は侍だったわけですが、侍が、収入が米の価格なものですから、将来の収入を確保するために先物を売つたんです。先物を既に売つてしまつた。似たようなものは、今でも野菜なんかで契約栽培による計画生産というものがあつて、要する

に先の物を先の値段で売っているんですよ。そういうことをやっていますので、市場経済である以上、本来的に経済が発展していくには先物というのは必ず出てくるはずのものなんです。ただ、それがいつやるかとか、情勢とどういうふうに合うかというのは、やはり問題があります。私が政府が何を考えているかを先に聞きたかったというのはそういう意味であります。

私はこの前の米の改革のとき、あれは生源寺さんのところで整理していただいたと思いますが、先物が悪いのではなくて、先物はいずれはやるだろう、しかし、それをいつやるかはまた検討だというふうにまとめたと記憶しておりますので、今のところ、そういうことだけ申し上げます。

八木部会長 それでは政府の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

村上総合食料局長 ほかの案件に先立ちまして、今、先物の話が出てきておりますので、それについて政府の考え方というお話を。

私は米・麦を担当していると同時に先物の方も担当でございまして、立場上、非常に難しい立場なんですけれども、今、加倉井さんがおっしゃったように現在の米政策改革をつくる最初の生産調整の研究会で先物の議論があって、その際は国境措置で守り、生産調整をやっている、特に国が大きく関与しながらやっている中では、先物を導入すべきではないけれども、将来的に導入を排除すべきではないという整理の仕方になっておりました。そういう意味で、政府が規制をしてもだめだという言い方で先物が行われていないという意味ではないわけですけれども、それは今まで各関係者が議論した中で、今の情勢の中でそういう判断をしてきていると思っているわけです。

これが導入されるに当たっては、それを使う人たち、生産者、卸の皆さん、そういう方がそれをどのように受け取るかということが非常に重要であると思います。生産者あるいは卸の皆さんの中でも現在いろいろ議論をされているようでございますけれども、この食糧部会においても、米の生産や需給や価格の安定という食糧部会の基本的な任務に照らしますと、先物についても当部会において御議論いただいて、関係者が理解して納得した中で実施していくことが非常に必要なのではないかと思います。

その際、政府として現在お米の生産調整を行っている。早ければ 19 年から生産者主体のシステムに動く。それから、22 年にはあるべき米の生産の姿へ持っていこうという中で、生産調整との関係、国境措置との関係、備蓄運営との関係、こういうものをどのように整理するかということは、テクニカルな面でも、あるいは大きな政策の問題としても大

事な事項として整理をしていかなければいけないと思っております。

現在、東京の穀物商品取引所の方で検討されており、関西、中部でもそれぞれ検討がなされておりますが、上場申請がなされるのか、いつなされるのかということについてはまだ不明でございますし、仮定の議論はできないわけでございますけれども、そういうことが具体的に日程に上る場合には皆様方の御意見を伺った上で総合的に判断していく必要があるのではないかと思っております。

八木部会長 米の先物取引については米の生産・流通に大きな影響を与えるものと思われますので、総合食料局長からお話がありましたように、今後、商品取引所から上場の申請がなされた場合には、食糧部会としても議論すべきだと考えております。今後の動きを見ながら事務局とも相談して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか。大木委員、どうぞ。

大木委員 先ほどからお二人の委員の方からお米の消費に関するアンケートのことで御意見がありましたけれども、アンケートというものは消費者にとってすごく意識もし、勉強になりますし、すごく重要なのです。その中身ですけれども、農水省がこういうアンケートをとりましたというふうにするのではなくて、こういうねらいで募集をして、あなたのところではこういうアンケートをとってみませんかとか、そういう方法も一つの方法だと思います。そうしますと、そうか、自分たちはこういうことをしてほしいのだからという意識が出てくると思うのです。それもちょっとお考えになっていただけたらと思っております。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 端的に二、三点お願いしたいと思います。これは意見でいいですから、よろしくお願ひいたします。

こういう議論を3年間やって、結果が出るのか出ないのか、大変不透明でして、間違つても20年以降あやふやにならないように……。というのは、将来とも米主産県で稲作農業をやっていこうとする我々にとっては、きちんと段階的に実行してもらわないと将来の営農計画、経営計画が立たないのです。どういう方針でやらなければいけないかとか、どうすれば自立的な経営ができるのかということがわからない、こういう中で担い手を育てようといつても、稲作経営の抜本的なところが明確に期限を切って言っていただけないということは大変不安なわけであります。だめなら「だめ」とか、よしなら「よし」と言つ

てもらったら、それで対処する方法はあると思うのです。いつまでも、半殺し的な、うやむやな状況では担い手は育たないと思いますし、それから、限りなく需要見通し、需要実績を基本にした算定方式にすべきだと思っています。

そういうことから、例えば政府米の買い入れ量をどう扱うかということについても、昨年の配分のときには短絡的に買ったときの方がわかりやすいかなという気もしましたけれども、日本全国、豊凶の差もあり、一律な作況ではないこと等々ありますし、もし政府米の買入数量を需要実績にカウントするとしたら、やはり売れたときがいいのではないかと思います。

それから、最後に一つ。昨年から改革が始まって2年目になるのですが、国からの情報提供のルートといいますか、どこかにまでは伝わっているのかもしれませんけれども、末端農家への伝わり方が今までの伝わり方のルートでいいのか。それで伝わっているとしているのか、大変疑問だと思います。関心がない人は幾ら伝えてもだめでしょうけれども、我々プロ農家にもきちんと伝わってこないのは情報ルートに問題もあるのではないかという気がしています。これは農家が現状認識して意識改革をしていかなければいけないことで、情報の伝達の仕方についての御検討をお願いしたいと思います。

八木部会長 ほかによろしいでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

岩田委員 皆さんがあっしゃったので、私としての意見だけを言わせていただきます。

政府在庫は9、10、11年を早くきれいにして新しい形で行くようにやるべきだと思います。

もう一つ、ミニマム・アクセス米の部分については、国民としては、税金を政府在庫とミニマム・アクセス米の保管量にどれだけ費やしているのかということがわかったら、もう少し声が大きくなってくるのではないかと思いますので、国内需給に影響を与えないという方針の見直しも含めて、きっちと議論すべきだと思います。

もう一つは、先ほど出ましたけれども、コメ価格センターの50万トンで落札団が随分出るという中でつくられている指標価格をどうしていくか、早急に結論を出すべきだと思います。

以上、3点です。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 私も生産者として奥村委員があっしゃったことに同感です。せっかく「売れる米づくり」という 22 年を目標のこの形ができつつあるとき、現場の方で一生懸命に取り組みを始めているのに、例えば今のような政府米に関しては透明性を欠くようなやり方はどうなのかなと。これから議論になるかと思いますが、意見としては、しっかりした形を早めに出していただきたいと思います。

もう一点、これも奥村委員とダブりますが、細かい情報になりますと皆さんのことまで周知されていないのが現状ですので、情報提供をぜひしっかりしていただきたいと思います。

八木部会長 中村委員、それから峰島委員、お願いします。

中村委員 先ほど米の先物取引の話が出ておりましたけれども、小麦については標準売渡価格制度がなくなって、政府の輸入価格に連動してマークアップを付加してということが想定されておりますので、そういう意味では本当は麦にも関係する話なのだろうと思うんです。ただ、非常に難しいのではないかという気がするので、どういう形でやろうとしているのか、あるいはそれについて本当に国内の取引に対応できるような仕組みなのかということをきちんと見きわめないと、私も賛成・反対ということはなかなか言いにくいんですが、多分麦なんかもそういう対象になり得るのではないか。

それから、政府米のカウントを買ったときにやるのか売ったときにやるのかというの、すべて回転備蓄がきちんとされるかどうかで……。今のような形で回転備蓄がきちんとされている状態だと買いがいいとか売りがいいという話になると思いますので、そんな感じがします。

それから、麦政策の見直しの中でできるものからどんどん話し合いをということで進めていますけれども、片一方で M A 米が 150 万トンも在庫があるという話を聞きますと、表現としてはなかなか難しくなるなという気がしております。我々もできるだけ前向きにいろいろな面で協力はしていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

峰島委員 生産者としてはお米の値段が一番気になるところでございまして、生産調整、毎年毎年まじめに取り組んできても、お米の値段が安くてということが非常に問題です。政府の備蓄米が 100 万トンのところから 60 万トンになったときに、事情等が一切わからずそういうことが行われたということで、私たちは、政府が商売をしているといいますか、表現は悪いのですが、プレーヤーになっていて、そのおかげで 16 年産のお米が安くなってしまったというような疑問を持つわけです。流通というものの中では、日本の農業

を守っている農民が根本的に農業というものをどうとらえていただくかによってかなり違ってくるのだなというふうにつくづく感じておりますので、日本の農業をこれからどうしたらいいのかというところをわかりやすく進めていただきたい。

私たち生産者としては、言われるがままに生産してきても、一向にお米の値段が上がりず、かえって下がってくる。こんな状態の中です。いろいろ難しいことがあることはわかるのですが、いろいろな面で情報を開示していただきて、生産者にわかりやすい米政策を伝えていただきたいと思います。

八木部会長 では、最後に大木委員。

大木委員 備蓄米のことですが、35 ページのような御意見がありますね。三つ目のところ、私はこの意見が本当かなと思っているわけです。万一の場合に備えるのが備蓄なので、これは売る。必要経費と見てもらって、どんなに安くても何年たつたら売りますということがはっきり決められないものなのでしょうかということが質問です。企業でもある程度こういうときの備えがあって、いろいろなものを買っておきますね。それが終わったら、企業でもこれは必要経費だから損をしても何でもいいのだというような感じだと思うのですが、これは税金だからそういうことになると思います。だれでも高く買ってほしいとは思いますけれども、必要経費だから買うところだけでいいのではないかという意見、私たちの団体もこれでいいのではないかと思っているのですけれども、いかがなのでしょうか。

八木部会長 計画課長、お願いします。

高橋計画課長 今の三つ目というのは、35 ページの右側の枠の中、ここに入っている三つ目ということですか。

大木委員 そうです。

高橋計画課長 ここで言っていること、切り離して考えるべきではないかという意味は、政府は買うだけでいい、その後は売らずにずっと持つていればいいということを言っているのではなくて、政府米というものはカウントの世界から外してしまったらどうか。生産目標数量の配分という技術的な世界があるわけですけれども、そこの中では政府米というものは全然考慮しないで、民間の需要実績だけでやつたらどうかという意味で書かれていると思いますので、委員が御指摘のような、そこまで言っている意見ではないと思いますが。

大木委員 そうなんですか。わかりました。

八木部会長 よろしいでしょうか。また何かありましたら、後ほど事務局の方に御質問していただいて、個別に御回答いただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の議題であります「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして、事務局の提案どおりでよろしゅうござりますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、食糧部会として事務局案について了承したいと思います。

本日皆様からいただきました御意見等につきましては、議事録として整理し、公開することになります。その整理につきましては私に御一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

事務局から最後に何かございますでしょうか。

高橋計画課長 途中でも申し上げましたが、次回は7月になりますので、日程調整等、また進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

八木部会長 それでは以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりまして、活発な御意見、ありがとうございました。

閉 会